

京都市行政不服審査会条例（平成28年3月30日京都市条例第32号）（行財政局総務部法制課）

行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として設置する京都市第1行政不服審査会及び京都市第2行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成28年4月1日から施行することとしました。

京都市行政不服審査会条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第32号

京都市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法第81条第1項に規定する機関として、次の表に掲げる機関（以下「審査会」と総称する。）を置く。

名 称	担 任 す る 事 件
京都市第1行政不服審査会（以下「第1審査会」という。）	次項の審査請求以外の審査請求に係る事件
京 都 市 第 2 行 政 不 服 審 査 会	市税に関する審査請求に係る事件

(組織)

第2条 各審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、各審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

(会長)

第4条 各審査会に会長を置く。

2 会長は、各審査会の委員の互選により定める。

3 会長は、各審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第5条 第8条第5項の規定により議事に加わることができない委員がある場合において

は、審査会に特別委員を置く。

2 委員に事故がある場合において市長が特に必要があると認めるときは、審査会に特別委員を置くことができる。

3 第2条第2項及び第3条第3項の規定は、特別委員について準用する。

4 特別委員は、第8条第5項の事項に関する審議が終了したとき、又は第2項の事故が消滅したときは、解嘱されるものとする。

(専門委員)

第6条 第1審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(秘密を守る義務)

第7条 委員(特別委員及び専門委員を含む。)は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(招集及び議事)

第8条 各審査会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、市長が招集する。

2 会長は、各審査会の会議の議長となる。

3 各審査会は、全ての委員(特別委員が置かれている場合にあつては、第5条第2項の事故又は第5項の規定により議事に加わることができない委員を除き、特別委員を含む。次項において同じ。)が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 各審査会の議事は、委員の過半数で決する。

5 委員は、自己の利害に関係する事項については、その議事に加わることができない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局総務部法制課)